様々な専門家に相談できる合同相談会

内容/弁護士、税理士、司法書士、行政書士、 土地家屋調査士、社会保険労務士への個別相談 ■10月13日祝午後1時30分~4時15分

園せたがやイーグレットホール(世田谷区民会館)集会室 個相談時間は1人25分まで。区HРをご確認のう え、お申し込みください。

担当/世田谷総合支所地域振興課

申間へ電話・FAX(記入例3面。専門家種別、 相談の主旨も明記) 9月3日から 先着順

問**め**せたがやコール 区HPQ 18553

そのごみの出し方、 間違っているかもしれません

ごみを正しく分別せずに出してしまうと、清掃 工場の故障停止や、ごみ収集車の火災事故の原 因となり、最悪の場合、ごみを収集できない事 態になってしまいます。

針金ハンガーや蛍光灯、小型家電等は不燃ご みとして、布団や毛布等は粗大ごみとして出して いただくなど、適正なごみの分別にご協力をお 願いします。

特に水銀を含む血圧計や体温計は、絶対にご みには出さず、清掃事務所の窓口や総合支所等 に設置している回収ボックスをご利用ください。

その他のごみの分別方法や回収場所は、区 HPまたは資源とごみの収集カレンダー等をご確認ください。

問清掃・リサイクル部事業課

☎6304-3297 🖾6304-3341 区HPQ 372



▲清掃工場の故障の原因となる金属片

きれいな川を守るために

区南西部の下水道分流地域の中には、道路脇の側溝が直接川につながっている地域があります。洗車排水や洗濯排水、塗料等の残りや灯油等を側溝に流すと、少量でも川を汚す原因となります。側溝は川の上流と考え、不要な排水や廃液を流さないでください。

問環境保全課 ☎6432-7137 概6432-7981

特殊詐欺被害にあわないために

区役所の職員になりすまし、詐欺目的で固定電話にかかってくる「アポ電」に対しては、通話を自動



で録音する自動通話録音機が有効です。 動む センター、地域生活安全課、区内の警察署で無料で貸し出していますので、ぜひご活用ください。

自動通話録音機の設置に不安がある方はお気軽に**固**へご相談ください。

携帯電話への警察官をかたる「アポ電」も急増しており、30~50代の方の被害が増加しています。通話内容に不審な点があれば、最寄りの警察署へご連絡ください。

周地域生活安全課

☎5432-2267 M 5432-3066

図柄入りナンバープレートを交付しています (多摩川とサギソウ)

交付料金/普通自動車等(中板)8500円、軽自動車等(中板)8600円、大型トラック等(大板)1万3200円

⑩交付料金に加えて、1000円以上の寄附をしていただくと、フルカラーのナンバープレートを取り付けられます。寄附金は交通改善、観光振興等への取組みに充てられます。





▲モノトーンのナンバープレート

問経済課 ☎3411-6653 Ѭ3411-6635

区HPQ 5018

マイナンバーカード専用証明書自動交付機の入れ替えに伴い、サービスを休止します

次の期間は、マイナンバーカード専用証明書自動交付機をご利用いただけません。

休止期間 設置場所 9月24日(水~30日(火) 総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、桜丘区民センター

※詳しくは、区HPQ 153 をご覧ください。

- ●上記期間中は、まちづくりセンターの窓口での証明書の取次ぎ発行も休止となります マイナンバーカードをお持ちでない方は、くみん窓口または出張所の窓口をご利用ください。
- ●全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機では、上記期間中も各種証明書をお取りいただけます コンビニエンスストア等での証明書取得については、区HPQ 149 をご覧ください。

他キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口のマイナンバーカード専用証明書自動交付機は、 9月23日祝午後8時をもって取扱いを終了します。

・ 同マイナンバーカード専用証明書自動交付機について=住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 ☎5432-3077、証明書の取次ぎ発行について=地域行政課 ☎5432-2037 ☎5432-3069

建築物や家具の耐震化支援制度をご活用ください

昭和56年5月以前に着工した建築物は、大地震に対する安全性が低いと言われています。首都直下地震等の被害を少なくするために、建築物の 耐震化や家具の転倒防止に取り組みましょう。

※要件等詳しくは、パンフレット(防災街づくり課、総合支所街づくり課、出張所、まちづくりセンターにあり)または**区HP**をご覧ください。

●建築物の耐震化支援・助成金 区HPQ 3892

図昭和56年5月以前に着工の旧耐震基準で建てられた住宅や建築物(ほかにも詳細な要件あり)、昭和56年6月~平成12年5月に着工の新耐震基準で建てられた在来軸組工法の木造住宅

●7年度の助成金上限額の例(構造、用途、規模等により異なります)

建物の用途	耐震診断	補強設計	耐震改修	解体
木造住宅	診断士を 無料派遣	設計・改修合計で130万円※1		50万円※2
分譲マンション (3階建以上)	150万円	150万円	2000万円※1	
分譲マンション (一般緊急輸送道路沿い)	300万円	300万円	6000万円※1	

※1 7年度は要件により助成金額が加算されます。詳しくは、お問い合わせください。

※2 旧耐震基準で建てられた木造住宅に限ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を対象にした、助成金や耐震診断の前や後に耐震改修アドバイザーを無料で派遣する制度もあります(用途要件あり)。

●建築物以外への耐震化支援

耐震シェルター・耐震ベッドの設置費助成 (助成上限額30万円) 図HPQ 2406

図昭和56年5月以前に着工した木造住宅にお住まいの①65歳以上②身体障害者手帳1・2級③要介護3~5の方※所得制限あり。

他一部の方に上乗せ助成あり。設置は1階のみ。





▲耐震シェルター

古坪制度

家具転倒防止器具取付支援制度 (器具代・取付費用計2万円分まで無料)

図65歳以上または障害者等のいる世帯

区HPQ 2407

間防災街づくり課 ☎6432-7177 6432-7987 区HPQ 12564